

ストックマネジメント事業
管路点検調査委託業務 標準仕様書

令和 8 年 5 月
海津市 都市建設部 上下水道課

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、海津市（以下、当市）が管理する下水道管路施設内の調査工（以下、調査）に適用する。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は当市の所有とする。また、調査の成果等は、当市の承諾なしに公表しないこと。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- ①労働基準法（昭和22年法律第49号）及び同法関連法規
- ②労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び同法関連法規
- ③消防法（昭和23年法律第186号）及び同法関連法規
- ④緊急失業対策法（昭和24年法律第89号）及び同法関連法規
- ⑤建設業法（昭和24年法律第100号）及び同法関連法規
- ⑥建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法関連法規
- ⑦港湾法（昭和25年法律第218号）及び同法関連法規
- ⑧毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）及び同法関連法規
- ⑨道路法（昭和27年法律第180号）及び同法関連法規
- ⑩下水道法（昭和33年法律第79号）及び同法関連法規
- ⑪中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）及び同法関連法規

- ⑫道路交通法（昭和35年法律第105号）及び同法関連法規
 - ⑬河川法（昭和39年法律第167号）及び同法関連法規
 - ⑭電気事業法（昭和39年法律第170号）及び同法関連法規
 - ⑮公害対策基本法（昭和42年法律第132号）及び同法関連法規
 - ⑯騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び同法関連法規
 - ⑰廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び同法関連法規
 - ⑱水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び同法関連法規
 - ⑲酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）及び同法関連法規
 - ⑳労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関連法規
 - ㉑振動規制法（昭和51年法律第64号）及び同法関連法規
- (2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

5. 提出書類

- (1) 受注者は契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、調査に着手すること。
- ①着手届
 - ②管理技術者及び照査技術者届
 - ③工程表
 - ④職務分担表
 - ⑤緊急連絡届
 - ⑥調査計画書
 - ⑦酸素欠乏危険作業主任者届
(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了書の写しを添付のこと)
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 調査が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
- ①完了届
 - ②成果品一覧表
 - ③完了写真
 - ④完了図書1式（第3章「3. 報告書」による。）

⑤請求書

- (4) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

6. 官公署への手続き

受注者は契約締結後、すみやかに関係官公署等へ調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

7. 現場体制

- (1) 受注者は契約締結後、すみやかに代理人、並びに清掃調査技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に現場代理人及び主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させるとともに、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、且つ熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

8. 再委託（業務委託）の届出

- (1) 受注者は着手に先立ち、調査の一部を再委託させる場合は承諾書を提出し、当市がその再委託人の届出の提出を求めた時は、再委託使用状況届により、再委託人の名称、再委託の種類、期間、範囲及び再委託人に対する指導方法等について届け出ること。作業期間中に再委託人を変更する場合も同様である。
- (2) 調査の実施にあたって、著しく不適當であると認められる再委託人は、交代を命ずることがある。この場合は、受注者はただちに必要な措置を講じること。

9. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。

- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、再委託人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

10. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

11. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容、調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

12. 調査記録写真

受注者は、次の各項に従って、調査記録写真を撮影し、調査完了時には、工種ごと工程順に編集したものを調査記録写真帳に整理し、報告書（第3章「3. 報告書」による。）に添付して監督員に提出すること。

- (1) 撮影は、保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、監督員が指定する内容について行うこと。
- (2) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (3) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (4) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的(月に半日以上)に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 調査現場には、下水管TV調査と明示した標識を設けるとともに、夜間

には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

- (3) 調査区域内は、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 調査工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、且つ調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は調査にあたり、騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄し、かつ清掃すること。
- (7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清

掃に努めること。

2. 調査工

(1) 調査計画書

受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出すること。

①調査概要

②現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

③調査計画（テレビカメラ、ビデオカメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程等）

④安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管渠内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気および有毒ガス対策等）

⑤その他

監督員の指示する事項

(2) 調査機材

1) 調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

2) テレビカメラ調査には、水位が高く、流速が早いスパンでも安全に調査できるものを使用すること。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) テレビカメラによる調査

1) 管渠調査にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。

2) 本管の調査は、すべて自走式管渠内調査用 TV カメラを使用し、上流から下流に向けてカメラを移動させながら行うこと。

3) 本管及び取付管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間及び全箇所について撮影（カラー）し、DVDに収録すること。異状箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）し、鮮明な画像をDVDに収録すること。

4) 本管内の異状箇所の位置表示は、下流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。

5) 取付管部の異状箇所の位置表示は、下流側マンホール中心からの距離とする。

6) 民有地内で作業を行うときは、事前に土地管理者の了解を得て指示に従うこと。

7) 管内に異状が発見された場合は、DVDとは別に、モニターから写真撮

影（カラー）を行うものとする。

- 8) 調査区間内のマンホール調査項目は、マンホール内に調査員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管渠の布設状況、浸入水、マンホール内のクラック、側壁、目地のずれ、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の構造（設置年度）、蓋の摩耗度、蓋のがたつき、蓋違いの有無等のマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。写真は、調査月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。
 - 9) 取付管内での異状がみられる又は想定される場合は、地上より対象取付管布設位置を写真撮影（カラー）すること。
 - 10) 管内浸入水が確認された取付管で取付マスがある場合は、蓋を開け宅内からの浸入水か取付管のズレ・破損による浸入水か確認すること。
- (5) 異常時の処置
- 調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

3. 報告書

- (1) 調査結果は、報告書を作成し、提出すること。
 - (2) 提出するDVD及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等をタイプ表示すること。
 - (3) 成果品は、次のとおり提出すること。
 - ①報告書（A4 ファイル） 1 部
本管
マンホール
 - ②写真帳（A4 ファイル） 1 部
本管不良箇所写真帳
マンホール不良箇所写真帳
取付管不良箇所写真帳
 - ③電子データ（DVD）※1 2 部
報告書・写真帳データ（エクセル・PDF）
管渠情報及び調査結果データ（CSV）
映像データ（MP4）
 - ④その他監督員の指示するもの 1 部
- ※1 電子データは、1 部を報告書巻末に綴り、1 部を別途提出する。
- (4) 不良箇所写真帳等は、デジタルカメラ、カラーコピー等で編集し極力製

本厚を薄くするよう努めること。

第4章 環境負荷の軽減

業務における環境負荷の軽減について、現場作業員への環境教育、作業車アイドリング時間の縮小、現場内における分別収集の実施等、業務に関連した環境負荷の軽減に努めること。

第5章 業務実績情報システム（テクリス）の登録

請負金額が100万円以上の場合、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報とし「登録のための確認のお願い」を提出し、監督員の確認を受けた後に、登録すること。

第6章 その他

1. 調査の完了

調査を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2. 完了検査

- (1) 完了検査は契約約款第26条による。
- (2) 受注者は、完了検査に立会うこと。
- (3) 完了検査には、管理技術者、照査技術者が立会うこと。
なお、検査に必要な用具を準備すること。

3. その他

- (1) 調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (3) その他、特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受け処理すること。
- (4) 受注者は、業務委託において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。